

☆暦年課税の贈与税率☆

～ 平成27年1月1日以後の贈与に適用 ～

贈与税の申告は、贈与を受けたその年の1月1日から12月31日までの間に贈与された財産の合計額が基礎控除の110万円を超えるときは、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出しなければなりません。

現行の贈与税の税率は、10%～50%の6段階に分かれた税率構造により課税されています。平成27年1月1日以後は、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例が創設され、父母や祖父母からの贈与により財産を取得した20歳以上（贈与を受けた年の1月1日時点）の受贈者は、10%～55%の8段階に緩和された特例税率を適用して贈与税額を算出する事となります。

一方、一般税率も10%～55%の8段階に改正され、基礎控除後の金額が1,000万円超～1,500万円以下は45%に引き下がりますが、3,000万円超の場合は55%に引き上げられます。

【平成26年12月31日までの贈与】

基礎控除後の金額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

【平成27年1月1日以後の特例贈与】

基礎控除後の金額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

社内整理

先月より、私の机の向きを西向きから、北向きに変更しました。来社されたお客様がより良く見えるようになりました。

さらにエレベーターの入口付近もスッキリさせ、花を置くようにしました。会議室も、余計な展示物を一掃し、露出物を減らしました。

不要なもの、一年以上使っていないものは、思い切って処分しました。何でもとっておくのが好きな私にとっては結構勇気が要りました。

物が多いと掃除が行き届きません。ホコリがたまります。これを取り除くのが最大の目的です。

「汚いところには、福は来ない！」今後、このことにとことんこだわっていきたいと思っています。

「きれいな事務所に福きたる！」運動を広げていきたいです。

また、美術品でない飾り物も古いものは飾らない方が良さそうです。亡くなった方の写真も1年たったら、額から外し、アルバムに戻しましょう。

皆様の会社やご自宅はどうですか？

元祖 5S「整理・整頓・清潔・清掃・躰け」やっぱり大事ですね。

お詫び

現在、当事務所は社員の入替わりの時期を迎えております。今まで長年担当させていただいた社員もいるかと存じます。担当の交代により、皆様方にはご迷惑をおかけ致しますこと、心よりお詫び申し上げます。なお、新体制を迎えるまで今しばらくお待ち願います。

新人紹介

9月1日より、経営支援部、国際関係担当として、仁美・マイヤー ツー ブリックヴェエーデが入社しました。通称、「仁美・マイヤー」、社内では「仁美さん」と呼ばれております。

どうぞよろしく願いいたします。

今月の一言

『人の良いところと、自分の良いところは違う。』

どちらかが圧倒的に勝者になるのではなく、それぞれが違う土俵で、お互いの幸せを享受（きょうじゅ）すればいいのです。（船井幸雄）

自分の価値観と違うとつい相手を否定してしまうことがあります。それって、了見が狭いって言うことですよね。気を付けようと思います。